

埼玉県報

第 239 号 令和 3 年(2021 年) 8 月 31 日 火曜日

目次

規則

- 知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則(文書課)
- 埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則(総 務給与課)
- 埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則(教 委・総務課)

管理規程

- 公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程(公営 企業・総務課)
- 埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する 規程(下水道管理課)

告示

- 地籍調査の成果の認証(土地水政策課)
- 電子機械科ソサイエティ室及び電気科CAD室用コンピュータ等に関する入札公告(入 札課)
- の 電気製図室及び機械製図室用コンピュータ等に関する入札公告(入札課)
- 石油ストーブ(東部地区)に関する入札公告(入札課)
- の 石油ストーブ(南部地区)に関する入札公告(入札課)
- 石油ストーブ(西部・北部地区)に関する入札公告(入札課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会 福祉課)

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の 変更の届出(社会福祉課)
- O 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出(社会福 祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福 祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福 祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福 祉課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金給付業務委託に関する契約の相手方等の公示 (産業支援課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業における保留地処分に係る 公告(八潮新都市建設事務所)
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定(出納総務課)
- 県道鴻巣桶川さいたま線の供用の開始(北本県土整備事務所)
- Q 県道鴻巣桶川さいたま線の占用を制限する区域の指定(北本県土整備事務所)
- Q 県道川越栗橋線の供用の開始(北本県土整備事務所)
- 県道川越栗橋線の占用を制限する区域の指定(北本県土整備事務所)
- 県道さいたま鴻巣線の供用の開始(北本県土整備事務所)
- 県道鴻巣桶川さいたま線の供用の開始(北本県土整備事務所)
- Q 県道鴻巣桶川さいたま線の占用を制限する区域の指定(北本県土整備事務所)
- Q 県道羽生外野栗橋の区域の変更(行田県土整備事務所)
- 〇 県道加須鴻巣線の区域の変更(行田県土整備事務所)
- 埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示(選挙管理委員会)

	13410 - (2021 - 707) 01 1
0	不在者投票を行うことができる施設の指定解除(選挙管理委員会)
0	不在者投票を行うことができる施設の指定(選挙管理委員会)
0	埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示(監査
	第一課)
0	埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示(審 査調整課)
0	埼玉県収用委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示(収
	用委員会事務局)

規 則

する。 知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の 一部を改正する規則をここに公

令和三年八月三十一日

布

埼玉県知 事 大 野 元 裕

埼玉県規則第七十一号

知事 の保有する個人情報の保護等に関する規則 一部を次のように改正する。 知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則 (平成十七年埼玉県規則第七十三

める。 第十条第一項第一号イ中「第四条第一 項第九号」 を 「第四条第一項第八号」に改

号)

()

附

この規則は、 令和三年九月一日 から施行する。

規則

規則をここに公布する。 埼玉県 人事委員会の保有する個 人情報の保護等に 関する規 則 \mathcal{O} 部を改正する

令和三年八月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則一―七五

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に 関する規則 \mathcal{O} _ 部を改正す

る規則

人事委員会規則一— 埼玉県人事委員会の保有する -五〇号) \mathcal{O} 個 一部を次の 人情報 \mathcal{O} ように改正する。 保護等に関する規則 (平 成 七年埼玉県

める。 第十条第一項第一号イ中「第四条第一 項第九号」を「第四条第 _ 項 第 八号」に改

附則

この規則は、令和三年九月一日から施行する。

規則

則 をここに公布する。 埼玉県教育委員会の保有する個 人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規

令和三年八月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 髙 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第十六号

る規則 埼玉県教育委員会の保有する個 人情報 \mathcal{O} 保護等に 関する規則 \mathcal{O} 部を改正す

教育委員会規則第十五号) 埼玉県教育委員会の 保有 する \mathcal{O} 一部を次 個 人情報 のように改正する。 \mathcal{O} 保護等に関する規則 (平成十 七年埼玉県

める。 第十条第一項第一号イ中 「第四条第一 項第九号」を「第四条第一 項第八号」に改

附 訓

この規則は、令和三年九月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第十二号

を次のように定める。 公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程 \mathcal{O} _ 部 を改正する規程

令和三年八月三十一日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の 一部を改正する

規程

公営企業管理者 \mathcal{O} 保有す る 個 人情 報 \mathcal{O} 保護等に関する規程 (平成十 七年埼玉県公

営企業管理規程第十二号) \mathcal{O} 一部を次 のように改正する。

める。 第十条第一項第一号イ中 「第四条第一 項第九号」を「第四条第 項 第 八号」 に改

附訓

この規程は、令和三年九月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第八号

する規程をここに定める。 埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報 \mathcal{O} 保護等に関する規程 0 一部 を改正

令和三年八月三十一日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の 一部を

改正する規程

埼玉県下水道事業管理者の 保有する個 人情報の 保護等に関する規程 (平成二十二

年流域下水道事業管理規程第九号) \mathcal{O} 一部を次 いのように 改正する。

に改める。 項第九号」を「総務省設置法 第十条第一項第一号イ中「総務省設置法(平成十一年法律第九十一号) (平成十一年法律第九十一号) 第四条第一項第八号」 第四条第

附訓

Jの規程は、令和三年九月一日から施行する。

埼玉県告示第九百八十二号

第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、 定により次のとおり公告する。 熊谷市における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号) 同条第四項の規

埼玉県知事 大 野 元 裕

		熊	た	調
		谷	者の	査
		台	の 名	を 行
		市	称	
	令	平	時	調
	和	成		査
	元	三		を
	年	+		行 -
	度	年度	期	った
	地	 地		<u>た</u> 成
	프		41)1)X.
	籍	籍		
	簿	図		果
	1.43.	+		
	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	兀		
	#	枚	称	\mathcal{O}
田	井	吉田	地	調
<i>の</i>	<i>の</i>	岡六		查
部	部	地		を 行
)	,	区		1J つ
	中恩	(楊	区	た
	八	令	年	認
	月	和		
		=	月	
	十 五	年		
	日		日	証

埼玉県告示第九百八十三号

第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、 定により次のとおり公告する。 熊谷市における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号) 同条第四項の規

埼玉県知事 大 野 元 裕

	熊	た 調 者 査
	谷	のを
	市	名 行 称 っ
令	令	時 調
和	和	查
二	元	を 行
年	年	つ 11
度	度	期た
地	地	名 成
籍	籍	
簿	図	果
得	+	木
	九	
₩	枚	称の
大麻	大麻	地調
生	生	査 を
\mathcal{O}	兀	と 行
部	地 区	つ 11
11)		区た
八口	令	年 認
月二	和二	
十 五	年	月
日		n ≛ r
		日 証

埼玉県告示第九百八十四号

第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、 定により次のとおり公告する。 熊谷市における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号) 同条第四項の規

埼玉県知事 大 野 元 裕

		熊	た 者	調査
		谷	の	を
		市	名 称	行っ
	令	令	時	調
	和	和		查
	$\stackrel{-}{-}$	元		を 行
	年	年		ろ 11
	度	度	期	た
	地	地	名	成
	籍	籍		
	簿	図		果
	1-13-	+		/ C
	_	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$		
	冊	枚	称	\mathcal{O}
部)	(妻	妻 沼	地	調査
	沼	小		且 を
	小島	島		行
	四の	地		2
	_	区	区	た
	八月二	令和	年	認
	士五	三年	月	
	日		日	証

埼玉県告示第九百八十五号

第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、 定により次のとおり公告する。 狭山市における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号) 同条第四項の規

埼玉県知事 大 野 元 裕

		狭	た土	調本
		山	者の	査 を
		市	名私	行
			称	つ
-	令	令	時	調
7	和	和		查
-	_	元		を 行
4	年	年		ろ 11
<u>J</u>	度	度	期	た
j	地	地	名	成
	5∕ 5.	籍		
Ā	籍	図		
ş	簙	三		果
	=	+		
-	_	七		
	₩	枚	称	\mathcal{O}
部 [<u>X</u>	狭	地	調
- (入	山		査
_	八 間	第 五		を
	 	+		行
	カ	应		2
_	•	地	区	た
	八口	中	年	認
	月一	和一		
_	<u>-</u>	三年	月	
3	ŦĹ	+		
	日		日	証

埼玉県告示第九百八十六号

第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、 定により次のとおり公告する。 東秩父村における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号) 同条第四項の規

埼玉県知事 大 野 元 裕

	東	た	調
	秩	者	查
	父	の	を 行
	村	名称	11
令	平	時	調
和	成		查
	Ξ		を
	+		行
年	年		2
度	度	期	た
地	地	名	成
籍	籍		
术百	図		
簿	三		果
	+		
	八		
₩	枚	称	\mathcal{O}
字	安	地	調
安戸	戸三		查、
0	地		を
	区		行っ
部	大	区	た
八	<u>八</u>	年	認
月二	和		thr.
<u>-</u> +	三	月	
五五	年	月	
日			≑ ,
		日	証

埼玉県告示第九百八十七号

第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、 定により次のとおり公告する。 飯能市における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号) 同条第四項の規

埼玉県知事 大 野 元 裕

	飯	た 者	調査
	能	Ø	を
	市	名称	行っ
f		時	調
禾	口和		查
_	二元		を 行
白	手 年		11
厚	度 度	期	た
封	也地	名	成
棄	籍		
須	図		果
15	五		
_	- +		
ff		称	\mathcal{O}
双対柳岩		地	調査
の中	9 第		重を
部	」 十 、 地		行
[™]			つ
与	Z _	区	た
J F		年	認
- - -	二三	月	
E E	ī	日	証

埼玉県告示第九百八十八号

第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、 定により次のとおり公告する。 小鹿野町における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号) 同条第四項の規

埼玉県知事 大 野 元 裕

	小	た	調
	鹿	者	查
	野	の 名	を 行
	町	称	ろ 11
令	令	時	調
和	和		查
$\vec{=}$	元		を 行
年	年		つ 11
度	度	期	た
地	地	名	成
籍	籍		
簿	図		果
得	+		术
_	三		
#	枚	称	\mathcal{O}
長四	長	地	調
留 の	留 十		查
	六		を 行
部	地		11
	区	区	た
八	令	年	認
月二	和一		
+	三年	月	
五. 日			
I		田	証

埼玉県告示第九百八十九号

第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、 定により次のとおり公告する。 加須市における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号) 同条第四項の規

埼玉県知事 大 野 元 裕

	加	た	調
	須	者のな	査を行
	市	名 称	行っ
令	令	時	調
和	和和		查
	元		を 行
年	年		つ 11
度	度	期	た
地	地	名	成
籍			
簿	図		果
1,1	三		
_	+		
III.		称	\mathcal{O}
の積	飯	地	調
一 の 部 一	積 · V		査
一当			を 行
麦	'区		ろ 11
倉	飯	区	た
八	. 令	年	認
月二	和三		
+ ====================================	· 生	月	
日日	•	日	証

埼玉県告示第九百九十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

一般競争入札に付する。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量 電子機械科ソサイエティ室及び電気科CAD室用コンピュータ等 一式

- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 令和4年3月25日(金)
- (4) 納入場所 埼玉県さいたま市北区本郷町1970番地 埼玉県立大宮工業高等学校
- (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(令和2年埼玉県告示第870号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加 停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止 措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入 札課総務・物品調達担当 篠原 電話048-830-5780 (直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年10月19日 (火)午前10時まで

- イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合
 - (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年10月18日(月)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年10月19日(火)午前10時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和3年10月19日(火)午前10時10分

- 4 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額

を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を 次のいずれかの方法で令和3年10月6日(水)午後3時までに提出し、競争入 札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出 した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 3 年 9 月 6 日 (月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を 受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付

すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号) に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者 と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の 措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結で きない(契約辞退を申し出るものとする。)。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased: Computer etc. for Use in the Electromechanical Engineering Society Office and Electronic CAD Office, etc (1 unit)
- (2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Tuesday, October 19, 2021

By Registered Mail: 5:00 pm, Monday, October 18, 2021

In Person: 10:00 am, Tuesday, October 19, 2021

(3) Contact Information:

General Affairs • Supplies Procurement Group, Bidding Services Division,
Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5780

埼玉県告示第九百九十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

一般競争入札に付する。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量 電気製図室及び機械製図室用コンピュータ等 一式

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 令和 4 年 3 月 28 日 (月)

(4) 納入場所 埼玉県春日部市梅田本町1丁目1番1号 埼玉県立春日部工業高等学校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(令和2年埼玉県告示第870号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入 札課総務・物品調達担当 篠原 電話048-830-5780 (直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年10月19日(火)午前11時まで

- イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合
 - (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年10月18日(月)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年10月19日(火)午前11時 まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和3年10月19日(火)午前11時10分

- 4 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額

を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を 次のいずれかの方法で令和3年10月6日(水)午後3時までに提出し、競争入 札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出 した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 3 年 9 月 6 日 (月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を 受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付

すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号) に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者 と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の 措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結で きない(契約辞退を申し出るものとする。)。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased: Computer etc. for Use in the Electronic Technical Drafting Office and Mechanical Drafting Office, etc (1 unit)
- (2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 11:00 am, Tuesday, October 19, 2021

By Registered Mail: 5:00 pm, Monday, October 18, 2021

In Person: 11:00 am, Tuesday, October 19, 2021

(3) Contact Information:

General Affairs • Supplies Procurement Group, Bidding Services Division,
Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5780

埼玉県告示第九百九十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

一般競争入札に付する。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 石油ストーブ (東部地区) 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 令和4年2月9日(水)
- (4) 納入場所 埼玉県立春日部高等学校ほか30校
- (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は 持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(令和2年埼玉県告示第870号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。
- 3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入 札課総務・物品調達担当 金沢 電話048-830-5778 (直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年10月18日(月)午前10時まで

- イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合
 - (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年10月15日(金)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年10月18日(月)午前10時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和3年10月18日(月)午前10時10分

- 4 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率 (100分の10以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を 次のいずれかの方法で令和3年10月6日(水)午後3時までに提出し、競争入 札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出 した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- ア「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。
- イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。
- (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 3 年 9 月 6 日 (月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を 受注者に支払うものとする。

10 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の 措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結で きない(契約辞退を申し出るものとする。)。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to Be Purchased:
 East Region Kerosene Heater
- (2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Monday, October 18,2021

By Registered Mail: 5:00 pm, Friday, October 15, 2021

In Person: 10:00 am, Monday, October 18, 2021

(3) Contact Information:

General Affairs • Supplies Procurement Group, Bidding Services Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5778

埼玉県告示第九百九十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

一般競争入札に付する。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 石油ストーブ(南部地区) 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 令和4年2月9日(水)
- (4) 納入場所 埼玉県立浦和高等学校ほか27校
- (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(令和2年埼玉県告示第870号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加 停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止 措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。
- 3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入 札課総務・物品調達担当 金沢 電話048-830-5778 (直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

- (3) 入札書受付期間
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年10月18日(月)午前11時まで

- イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合
 - (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年10月15日(金)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年10月18日(月)午前11時 まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和3年10月18日(月)午前11時10分

- 4 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率 (100分の10以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を 次のいずれかの方法で令和3年10月6日(水)午後3時までに提出し、競争入 札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出 した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- ア「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。
- イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。
- (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 3 年 9 月 6 日 (月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を 受注者に支払うものとする。

10 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の 措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結で きない(契約辞退を申し出るものとする。)。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to Be Purchased:
 South Region Kerosene Heater
- (2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 11:00 am, Monday, October 18,2021 By Registered Mail: 5:00 pm, Friday, October 15, 2021

In Person: 11:00 am, Monday, October 18, 2021

(3) Contact Information:

General Affairs • Supplies Procurement Group, Bidding Services Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5778

埼玉県告示第九百九十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

一般競争入札に付する。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 石油ストーブ (西部・北部地区) 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 令和4年2月9日(水)
- (4) 納入場所 埼玉県立熊谷高等学校ほか27校
- (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は 持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(令和2年埼玉県告示第870号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加 停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止 措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。
- 3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場 所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入 札課総務・物品調達担当 金沢 電話048-830-5778 (直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年10月18日(月)午後1時まで

- イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合
 - (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年10月15日(金)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年10月18日(月)午後1時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和3年10月18日(月)午後1時10分

- 4 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率 (100分の10以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を 次のいずれかの方法で令和3年10月6日(水)午後3時までに提出し、競争入 札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出 した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。
- イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。
- (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 3 年 9 月 6 日 (月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を 受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の 措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結で きない(契約辞退を申し出るものとする。)。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to Be Purchased:
 West and North Region Kerosene Heater
- (2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 1:00 pm, Monday, October 18,2021 By Registered Mail: 5:00 pm, Friday, October 15, 2021 In Person: 1:00 pm, Monday, October 18, 2021

(3) Contact Information:

General Affairs • Supplies Procurement Group, Bidding Services Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5778

埼玉県告示第九百九十五号

第 五 た 中 を担当する機関として、 の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び第五十五条第一項 十五条第一項の規定による医療支援給付 第十四条第四項においてその例によるも 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 次の者を指定した。 のための医療を担当する機関又は施術 のとされた生活保護法第 律 の促進並び (平成六 年 兀 に永住帰国 +法律第三十 九条及び

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一指定医療機関

上尾ホワイト歯科	クリニック、上の世の大喜エンゼル歯科	鈴木眼科	院の整形外科医	リクリニックいとう整形リハビ	ック春日部ファミリークリニ	名 称
遠藤純聡	小口幸司	鈴木 茂揮	蕨信太郎	t a r 医療 h f e e 从社団 e L 団 l e	医療法人修志会	開設者名
上尾市西門前二八八—一	久喜市青毛二—二—一八	北本市山中一——九五	東松山市西本宿八一六—八	デン二〇一―五狭山ヶ丘メディカルガー―五狭山ヶ丘メディカルガー所沢市狭山ケ丘一―二九九三	三春日部市備後西三—七—二	所 在 地
一日年七月	十九日年二月	二日年八月	一日 年七月	一 日 和 三 年 八 月	七—二令和三年八月	指定年月日

一日 年八月	所沢市下富一二〇〇―四	株式会社エフケ	店 工ース薬局 下富
一日 年七月	所沢市若狭三—二五七六—一	社和調剤株式会	局 日本調剤 若狭薬
一日日年七月	二一七 二一七 二一七	社工調剤株式会	丘丘薬局 狭山ケ
一日 年七月	一人間郡三芳町竹間沢三五三—	株式会社スギ薬	店 三芳町
- 一日 年七月	草加市瀬崎一―九―一 一F	メディカル かっと	店がばさん薬局谷塚
一日 年八月	草加市谷塚町五二七—七	テーマシー	店のおおります。
一日 年八月	八潮市大瀬六—一—三	の福太郎 株式会社くすり	郎の御駅前店薬局くすりの福太
一日年八月	二—一一—一〇四	カルブリッジ	武里みさき薬局
	〇九	川 田 俊 弘	クリニック吉川美南デンタル
一日 年九月	ロスプラザ坂戸二〇四-坂戸市日の出町五―三〇アク	スト医療法人フェネ	クリニック 坂戸スト歯科 タケダ
一 日 和 三 年 七 月	比企郡吉見町田甲七〇五—一	人 社 団 健	院ポンポン山歯科医医療法

ス ョンKUMIナー	ョンあやめ毛呂山	ひかりケアステーション	マ 春日部パドヨン 春日部パド	川店サンリツ薬局 吉	原南薬局クスリのアオキ籠	谷大原薬局クスリのアオキ熊	パル薬局
やんち 株式会社くみち	ストナース 株式会社ファー	かりのお人の草の一般社団法人の草	マ・ビハーラ 株式会社パド	 局 古有限会社松葉薬	アオキ籠株式会社クスリ	のアオキのアオキ	株式会社パル・
ターD―一八の内 武蔵ショッピングセン入間市宮寺四一〇二―三八	号室 ―五YMグランハイム一〇六 入間郡毛呂山町若山一―一二	ビルーF 二―二―	春日部市新宿新田三三五——	吉川市上笹塚三―二三一―二	熊谷市籠原南一—一八四—二	熊谷市大原一—一八—二	- 富士見市東みずほ台ー―七―
一日 年七月	一 日 令和三年七月	-九かくま令和二年八月	二十六日 年七月	一 日 令和三年七月	二日 年八月	二日 年八月	二十一日 一

	大渕	並 木	中山	中村	小 森	村 上	中 村	氏
	修 哉	秀 男	寿 恵 子	潤	充	智範	潤	名
								住 所
ョン	W狭山ステーシル三FージKEiRO狭山市水野五三六―二MIビ訪問鍼灸マッサ	ヨン W狭山ステーシル三F ージKEiRO狭山市水野五三六―二MIビ訪問鍼灸マッサ	W狭山ステーシル三F 一ジKEiRO狭山市水野五三六―二MIビ訪問鍼灸マッサ	治療院 羽生市南羽生三―七―二〇南羽生なかむら	バリー ―二〇 十 株式会社 リカ東京都江東区亀戸六―五五令	練馬豊玉院 四―九ゆうしん接骨院東京都練馬区豊玉中三―一	整骨院 羽生市南羽生三―七―二〇南羽生なかむら	名 称 所 在 地
	令和三年七月	一日 年七月	一日 一日 三年七月	令和三年七月	十六日	一 日 令和三年七月	令和三年七月	指定年月日

埼玉県告示第九百九十六号

定による指定医療機関又は指定施術機関から、 お 特定配偶者の自立の支援に関する法律 並 1 びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び第五十五条第一項 てその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五 (平成六年法律第三十号) 次のとおり変更の した中 届出 第十 国残留邦人等及び 十五条第一項の規 があった。 四条第四項に

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
	開設者名称	1 ルディング株式会	アポクリート株式会社
ア セ ル ト 薬 后	開設者住所	二—四五—八東京都豊島区南大塚	—五—二 東京都豊島区東池袋四
	開設者名称	1 ルディング株式会アポロメディカルホ	アポクリート株式会社
ひまわり薬局	開設者住所	二—四五—八東京都豊島区南大塚	—五—二 東京都豊島区東池袋四
ヨン和光 門看護ステーシ	名称	日生訪問看護ステー	ステーション和光ミアヘルサ 訪問看護

大上	† :	<i>今</i> 野	} }	氏
氧	<u>.</u>	大 介		名
施排	ī Ī	施 徐 尹	<u>.</u> 	変更
所 在 地	名称	所 在 地 称		事項
田 大の原一―三―四 上の原一―三―四 上の原一―三―四		一八一一○二 四	藤川鍼灸接骨院	変更前
中三—一四—九東京都練馬区豊玉	馬豊玉院 ゆうしん鍼灸院 練	一四─三─一○七	わり	変更後

埼玉県告示第九百九十七号

届出があった。 とされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるもの 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

名称	所在地	廃止年月日
ックさいわい内科クリニ	ーポー○一 日内科クリニ草加市旭町一―四―四六旭町ヤマサコ令和三年四月三十	日 年四月三十
わらび整形外科医院	東松山市西本宿八一六—八	1000年六月三十
渡辺歯科医院	春日部市椚字石神四三七——	一 日 令和二年十月三十
リニック久喜エンゼル歯科ク	久喜市青毛二—二—一八	一日 年十月三十
ホワイト歯科	尾一〇一 上尾市原新町一九―四エステート北上	七日令和三年六月二十
リニック吉川美南デンタルク	吉川美南十七街区一〇九吉川市美南三―二三―一イオンタウン	十一日十二月三
花ぞの薬局	上尾市仲町一―五―八 一B	令和三年七月十日
駅前店 谷塚	草加市瀬崎一―九―一 一 F	10000000000000000000000000000000000000

日和三年六月三十		店 サンリツ薬局 吉川
一日 年五月三十	秩父郡横瀬町横瀬四三七八—三	ひまわり薬局
10000000000000000000000000000000000000	富士見市東みずほ台一―五―二	パル薬局
10000000000000000000000000000000000000	所沢市若狭三—二五七六—一	日本調剤 若狭薬局
10000000000000000000000000000000000000	所沢市東狭山ケ丘四―二六七二―七山	薬局 狭山ヶ丘
令和三年七月一日	朝霞市本町一—三七—一三	本松店 あおい調剤薬局 一

埼玉県告示第九百九十八号

届出があった。 とされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、 に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項に 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の おいてその例によるもの 次のとおり辞退の

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

リニックで料ク春	名称
ルニF 日部市中央一―一一―四清興	所在地
令和三年八月十二日	辞退年月日

埼玉県告示第九百九十九号

条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関とし 第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律 る介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定によ 次の者を指定した。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

日 令 和 二 年 五 月	ションリハビリテー介護予防通所	組合生活協同	八行 田 三 市 本 丸	くら コアリア 日
j	通所リハビリ	療 生 協 さ	∃ j	「田協立診療 「大変を表する」
日	療養管理指導介護予防居宅	楽	一 六 二 三	
令和三年七月	指導審養管理	株式会社萩原	熊谷市新堀七	かなえ薬司
<u></u>	療養管理指導介護予防居宅	ル 株 式	東一―三―	
令和三年七月十	指導居宅療養管理		戸田市美女木	イオン薬局北戸
日 ·	療養管理指導介護予防居宅		 	かロー薬馬
 令 和	指導器養管理		坂戸 市	<u> </u>
指定年月	サービスの種類	開設者名	所在地	名称

埼玉県告示第千号

とい 次 \mathcal{O} 条の二第一項の規定によ 自 留 規 1 邦 \mathcal{O} 四条第四項に 生活保護法 . う。 人等の とお 定により同条第 の支援に関する法 ŋ 変更の届出 円滑な帰国 第十四条第四 (昭和二十五年法律第百四十四号) おい てその例によ _ 項 律 \mathcal{O} があった。 る指定介 項に の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。)から、 促進並びに 伞 おい 成六年法律第三十号。 護機関 てその るも 永 住帰国 のとされた生活保護法第五十四条 例に (同条第二項及び中国残留邦 によるも した中国残留邦人等及び特定配 第五十四条の二第一 以下 のとされた生活保護法第五十四 中国]残留邦 項及び 人等支援法第 人等支援法」 の二第二項 中国 偶 者 \mathcal{O} 残

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

	三 五 一 二	=		(, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
居宅介護支援	ケ丘六―二八所沢市東狭山	ケ丘六―二八所沢市東狭山	生事業者所	所桑の実南相談室居宅介護支援事業
居宅介護支援	<u> </u>	<u> </u>	在地	<i>(</i>) 実
Í	所沢市東狭山	: 沢 市 東		定
	五二	=		ョン
訪問介護	ケ丘六―二八 所沢市東狭山	ケ丘六―二八 所沢市東狭山	E 事 世 業 者 所	の実ヘルパーステー訪問介護事業所桑
	五二	= = ; - ; - :		
Ē.	ケ丘六―二八所沢市東狭山	ケ丘六―二八所沢市東狭山	事 業 者 所	業所道施
通沂广 雙	所通列介護		形	ーさい。通所で蒦デイサービスセンタ
	っ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	センターさくデイサービス	が事 業 所 名	
サービスの種類	変更後	変更前	変更事項	名称
				:

ラン和光 ケアプ	護ステーション和光 訪問看	回サービス和光 定期巡	ービス和光 デイサ	ヘルプ和光 ホーム	山アースサポート東松	沢相談室の実東所指定居宅介護支援
称事 業 所 名	称事 業 所 名	称事 業 所 名	称事 業 所 名	称事 業 所 名	在事 地業 所 所	在事 地業 者 所
光 支	和 ス 子 上 ショ ショ ン 変 ショ 変	サ 日 生 定 期 巡 刑 光 回	和 ビ 生 エス デ イ サ ー	和ル 出 サ ー ビ ス	山町四—八 一八 茶	二三十 一二八 一二八 二 1 二 1
光 ケア プラ ン ヤ	ーション和 ま ション和 カナ	ビ 期 巡 型 リ サ ー	和 デイサー サー ビ ス	和 光 ー ム ル ル プ	町二―二―四	三五 一二 二 二 二 八 二 八
居宅介護支援	介護予防訪問看護	型訪問介護看護定期巡回・随時対応	通所介護	訪問介護	護予防訪問入浴介護予防訪問入浴介護	居宅介護支援

埼玉県告示第千一号

という。 自立 条の二第一項の規定による指定介 留 の規定により同条第一項 邦 \mathcal{O} 四条第四項に 生活保護法 人等の とお の支援に関する法律 り廃止 \smile 円滑な帰国の 第十四条第四 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一 の届出 おいてその例によ があった。 項に 促進並びに の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。)から、 平 おい 成六年法律第三十号。 護機関 るも てその例によるものとされた生活保護法第五十四 永 住帰国 のとされた生活保護法第五十四条の二第二項 (同条第二項及び中国残留邦 した中国残留邦人等及び特定配 以 下 「中国残留邦 項及び 人等支援法第 人等支援法」 中国 偶 者

 \mathcal{O}

残

令和三年八月三十一 日

埼玉県知 事 大 元

	管理指導		
日 ² 月 ² 月 ² 月 ² 月 ² 月 ³ 月 ³ 月 ³ 円 ³	介護予防居宅療養	二五七六十一	
一合和三 再六 月三十	居宅療養管理指導		日本潤剤 - 告夹集
日 4 5 4 2 4	管理指導介護予防居宅療養	七匹一二六	丘薬局
一令和三年六月三十	居宅療養管理指導	所沢市東狭山ヶ	日本調剤(狭山ケ
一 名 日 5 名 3	管理指導介護予防居宅療養	一	療藤歯科医院
一令和三年五月三十	居宅療養管理指導	· 所 沢 市 金 山 町 一	
五日	訪問入浴介護	〇一 二九 - = -	朝霞
平成十二年五月十	訪問介護	朝霞市本町一—	総合福祉 ツクイ
廃止年月日	サービスの種類	所在地	名 称

パル薬局 ほ台一―五―二 養管理指導 介護予防居宅療 導居宅療養管理指 令和三年六月二十

埼玉県告示第千二号

公告 出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等に 及び当該届出等 0 いて、 同条第三項に を次 (平成十年法 \mathcal{O} と お り お 縦覧 律第 1 て準 に 九 供 用する同 +す _ る。 号) 法 第六条第一 第 五条第三項 項 \mathcal{O} 規定に \mathcal{O} 規定に ょ ょ る届 り

令和三年八月三十一 日

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

届 出 \mathcal{O} 概 要等

イ 大規 模 小売店 舗 \mathcal{O} 名称及び 所在 地

シ ン ワビ ル

十九 埼玉 県東 十三、 松 Щ 市 兀 百 松 六十 本 町 九 \equiv 丁 十七、 目 四百六 兀 + 百 七 八 + 兀 百 兀 七十 百六 +七 兀 百六

口 変更 0) 概 要

に

あ 大規模小売店舗 っては代表者 の氏名 に お 1 て 小 売業を行う 者 0 氏 名又は名 称及 び 住所並び 法 人

(変更前) 株式会社オ ザ Δ 代 表 取 締 役 小 玉 生

東京 都青梅市 友 田 町 五. 一三百 五十

(変更後) 株式会社ジ エ ソ 代表 取締役 太 田 万三彦

千葉県柏市大津 ケ丘ニー 八 Ŧī.

ハ 変更年月 日

和三年 八月二十 五 日

=届出 年月 日

令和三年 八月十 九 日

_ 縦覧期間

令和三年 八月三十 _ 日 か 5 令和三年十二月三十 ___ 日 ま で

三 縦覧場所

埼玉 一県 産 業労働 部 商 業 サ ピ ス 産業支援 課

埼玉 県川越比 企 地域振興 セ ン タ 東 松 山 I事務所

兀 意見 書の 提出

大規 模 小売店 舗 1 地法第 八 条 第二項 \mathcal{O} 規 定 12 ょ り 当該 大規模 小 売店 舗 \mathcal{O} に 辺

 \mathcal{O} 地域 \mathcal{O} 生活 環境 \mathcal{O} 保 持 \mathcal{O} た 8 配 虚す ベ き事 項 12 2 1 て意見を有する者 は

対 見 書 0 提出 に ょ ŋ れ を述 ベ ること が で きる。

イ 意見 期

和三年 八月三十 _ 日 か 5 令和三年十二月三十 __ 日まで

埼玉県告示第千三号

公告 出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等 いて、 同条第三項に を次 (平成十年法律第 \mathcal{O} لح お お り 縦覧 1 て準 九 12 供する。 用する同 +_ 号)第六条第二項 法第五条第三項 の規定に \mathcal{O} 規定によ . よる届 ŋ

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 熊谷上之商業施設計画

埼玉県熊谷市上之字吉原三千百十四番一外

ロ 変更の概要

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置 図面省略 容量 七五立方メートル

(変更後) 位置 図面省略 容量 七五立方メートル

ハ 変更年月日

令和四年四月十九日

二 届出年月日

令和三年八月十八日

二 縦覧期間

令和三年八月三十一日から令和三年十二月三十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

 \mathcal{O} 地域 大規模小売店舗立 \mathcal{O} 生活環境の 保 地 法第 持 \mathcal{O} た 八 8 条第二項の 配慮すべ き事項 規定 12 に ょ 9 り V 当該 て意見を有する者は 大規模小売店舗 \mathcal{O} 県 周 辺

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年八月三十一日から令和三年十二月三十一日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第千四号

出 り \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 覧に供する。 概要等につい て、 同 条第三項 (平成十 0 年法律第 規 定に 九 ょ +り 公告し、 一 号) 第五条第一 及 び当該 届 項 出 \mathcal{O} 規定に [等を次 のとお ょ る届

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 川口栄町3丁目銀座地区市街地再開発ビル

埼玉県川口市栄町三丁目六百一番地

口 大規模小 売店 舗 \mathcal{O} 設置 者 及 び 当該大規 模 小 売店 舗 に お V て 小 売業を行 ごう者 \mathcal{O}

氏 名又は名称及 Ţ 住 所並 び に 法 人にあ 0 て は 代表者 \mathcal{O} 氏名

大規模小売店舗の設置者

Ш 口栄町 3 丁 目 銀 座地区 市 · 街 地 再 開 発 組 合 理事 長 田中宣充

埼玉県川口市栄町三丁目十番三号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社マルエツ 代表取締役 古瀬良多

東京都豊島区東池袋五丁目五十一番十二号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和四年四月二十日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千七百七十二平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八九台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一九二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 九九平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二五立方メートル

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

 \sim

大 規模 小 売店舗 お 11 て 小 売業を行 Š 者 \mathcal{O} 開店時 刻及び 閉店時刻

式 7 ル 工 ツ $\widehat{\boxtimes}$ 画 [番号一 \bigcirc 午 前 九 時 カュ ら翌午前 時

定 $\widehat{\boxtimes}$ 一画番号 _ 0二~一0七 \bigcirc 八 \bigcirc 四 午前十 か

ら午後八時

未定(区画番号一〇七一三) 午前零時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場① 午前零時から翌午前零時

駐車場② 午前七時から午後十一時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷 さばき施設に お い て 荷 さば きを行うことが きる時間帯

荷さばき施設① 午前零時から翌午前零時

荷さばき施設② 午前六時から午後十時

届出年月日

令和三年八月十九日

一縦覧期間

令和三年八月三十一日から令和三年十二月三十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模 売 店 舗 7 地 法第 八 条第二項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 当該 大 規 模小 ,売店舗 \mathcal{O} 周 辺

地域 \mathcal{O} 生活 環境 \mathcal{O} 保 持 \mathcal{O} た 8 配 『慮すべ き事 項 12 9 1 て意見を有する者は

 \mathcal{O}

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年八月三十一日から令和三年十二月三十一日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第千五号

令和三年八月三十一日相手方を決定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

埼玉県知事 大 野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金給付業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県産業労働部産業支援課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和3年7月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 トランス・コスモス株式会社 東京都渋谷区渋谷3丁目25番18号
- 5 契約金額 336,362,633円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

埼玉県告示第千六号

第十四条第三項の規定により公示する。 \mathcal{O} で、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 測量計画機関である志木市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一測量計画機関

志木市

二作業種類

公共測量(修正測量(数値地形図修正(レベル二千五百 九・○五平方キロ メー

ル)

三 作業地域

志木市全域

作業期間

兀

令和三年八月十七日から令和四年二月十日まで

埼玉県告示第千七号

第三項の規定により公示する。 量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 了した旨測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から通知を受けたので、測令和三年埼玉県告示第六百十五号で公示した公共測量は、令和三年八月十九日終

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県告示第千八号

保留地の処分について、 十八年埼玉県告示第八百三号) 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画 次のとおり公告する。 第九条の規定によ り、 整理事業保留 公募による抽 地処分規程 選 \mathcal{O} 方法による (平 成

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

保留地の位置、地積及び予定価格

イ 宅地番号七

(1) 位置

五. 百二十八番六) 八潮南 部 西 一体 型特定土地 区画整理事業六十二街区三画 地 八 潮市大字垳

(2) 地積

百七十・八七平方メートル

(3) 予定価格

二千四百四十三万四千四百十円

口 宅地番号八

(1) 位置

五百四十一番三外) 八潮南 部 西 体型特定土地区画整理事業六十七街区一画 及び六十七街区二画地 (八潮市大字垳五百四十 地 (八潮市大字垳

外

(2) 地積

百七十八・一九平方メートル

(3) 予定価格

二千六百三十七万二千百二十円

ハ 宅地番号九

(1) 位置

字垳五百三十 一番十三外) 潮南部 西 及び六十七街区四十八画地 (八潮市大字垳五百三十一番三外) 番四十一外) 体 型特定土地区画整理事業六十七街区 六十七街区四十七画地 四十六画地 (八潮市大字垳五百三 八 潮市大

(2) 地積

百六十五・七〇平方メートル

(3) 予定価格

二千五百三十五万二千百日

- 二 宅地番号十
- (1) 位置

潮 南 部 西 _ 体 -型特定 土 地 区 画 整 理事 業七 街区 -+ 画 地 八 潮 市 大

字垳五百二十五番三外)

(2) 地積

百九十一・九三平方メートル

(3) 予定価格

二千九百五十五万七千二百二十円

一抽選に参加する者に必要な資格

イ 建築物 \mathcal{O} 建築 \mathcal{O} 用 に供 す Ź 目 的 で 取 得 ようとする者 であること。

ロ 次のいずれかに該当する者でないこと。

(1) 年被 後見 人 若 < は 被保 佐 人又は 破産者 で復 権 を得 な い

② 抽選の公正な執行を妨げた者

(3) 未成年者

(4)十五号) 開 会社更生法 始 の申立て 第二十一 伞 が 条 な 成 され \mathcal{O} + 規定に 兀 年 て 法 いる者又は ょ 律第百五 る再生 手続開始 民 + 事再生法 四号) 第十七 \mathcal{O} 申 伞 立 成十 てが 条 \mathcal{O} 規 な 一年 定に さ れ 法 て 律第二百二 よる 1 更生手 る 者

(5)次の $\left(\longrightarrow \right)$ カュ ら三まで \mathcal{O} V ずれ か に該当し、 その 事実が、 あ 0 た後二年を経過

ていない者

□ 契約者が契約を履行することを妨げた者

二 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

 (Ξ) 契約 (一) 又 \mathcal{O} は 履行 \mathcal{O} 12 11 当た ず れ ŋ カュ 代 に 理 該 当す 人、 支配 Ź 事 実 人そ が あ \mathcal{O} 他 0 た \mathcal{O} 使用 後二年を 人と 経 て 過 使用 L 7 11 た な 者 11 者

都道 府 県税 **(都** 道府 県 民 税 法 人 都 道 府 県 民 税 個 人 八事業税 又 は 法 人 事 業

税)の滞納がある者

(6)

(7)で定め 草 加 る 都 方法に 市 計画 ょ 事 り契約 業 八 潮 代 南 金 部 を支払うことが 西 _ 体 型 特定 土 できな 地 区 画 1 整 者 理 事 業 保 留 地 処 分 規 程

三年埼 芀 第二条第六号に規定する暴力団員 玉 団 一員によ 県 条例 る 第三十九号) 不当な 行 為 第三条第二項に規定す \mathcal{O} 防 止 等 に 又は埼玉県暴力団排 関 す Ź 法 律 る暴力団 伞 成 除 \equiv 条例 関係者と認めら 年 法 律第 (平成二十 七 七

(8)

一 抽選参加申込み受付の期間及び

場所

れる

イ 期間

(1) 郵送受付

和三年九月十三日 月) から同月二十七 日 月) まで (消印有効)

(2)窓 口受付

定する: 土 曜 令 和三年 日及び国民 休日を除く。 九 月 \mathcal{O} +祝 五. 日 日 \mathcal{O} に (水) 午前 関する法 カュ 九 ら 時 から午 律 同月二十 (昭 · 後 五 和二十三年法律第百七十八号) 九 時 日 まで (水) まで (ただし、 曜日、 に規

口 郵送及 び窓 口受付 この場所

埼玉 県八潮市大字 中馬場五十二番地二 埼 玉 県 八 潮 新 都市 建設事務所

兀 抽選の 日 時 及び場所

1 日 時

令和三年 十月 九 日 $\widehat{\pm}$ 午前十時三十分

口

場所

Ŧī.

その他

埼玉 八 潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八 潮 新都市 建設事務所

1

て配布する。 抽選参 加要領及 び抽選参加 申込書は、 Τ X 八 潮駅 西 宅 地販売セ ン タ に お V

請求すること。

なお、

郵送を希望する者は

同

セ

ン

タ

(電話〇一二〇

八

兀

<u>一</u> <u>一</u> 四

兀

口 抽選に 関 し不明 な点 は 埼玉県八 潮新都市建設事務所 (電話〇四 八 九 九八

四五四五) に問 い合わせること。

埼玉県告示第千九号

り、 より告示する。 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)第六条第一項の規定によ 埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、 同条第三項の規定に

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

東京都千代田区平河町一丁目一番八号 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

株式会社コスモピア

指定年月日

令和三年八月二十六日

埼玉県北本県土整備事務所長告示第四号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

その関係図面は、

課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 令和三年八月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和三年八月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

鴻巣桶川さいたま線	路 線 名
での一部二ツ家三丁目一一○番一地先まが一番一つ家三丁目一一○番一地先か	供用開始の区間
令和三年八月三十一日	供用開始の期日
延長一六・〇〇メートル『出整備事務所長告示第九号で告示した『土整備事務所長告示第九号で告示した『中代十九年三月二十七日付け埼玉県北本平成十九年三月二十七日付け埼玉県北本	備考

埼玉県北本県土整備事務所長告示第五号

おり公示する。 の占用を制限する区域を指定することとしたので、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項 同条第三項 \mathcal{O} 規 \mathcal{O} 規定に 定に基づき、 ょ り 次 道 \mathcal{O} لح 路

及 び埼玉県北本県土整備事務所にお そ の関係図面 は、 令和三年八 月三十 į١ て 日 _ 般 カュ <u>ら</u> 二 の縦覧に供する。 週 間埼 玉 県県 土 整備 部 道 路 環 境 課

令和三年八月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

道路 \mathcal{O} 種 類 及 び 路 線 名 占用 を制 限 す る 区域

県道 鴻 巣 Ш さ V たま線 北 本市二 ツ家三丁 目 $\overline{}$ ○ 番 地 先 か 6 同 市ニツ

家三丁目一一〇番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに 地上 一に設 け る電柱 (占 用 \mathcal{O} 制 限 \mathcal{O} 開 始 \mathcal{O} 期 日 ょ n 前 に 占用を認め 6 れ た

電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ち に用地 ただ į を 確 電 保す 柱を地 ることが 上 一に設ける できないと認め P むを得 な 5 11 事 れる場合は、 情 が あ り、 この 当該 限り 道 路 で \mathcal{O} は 敷 な 地 *١* ٥ 外 直

三 占用を制限する理由

緊急輸送道 路 \mathcal{O} 占 用 を 制限することによ り、 災害が 発生した場合におけ る被

の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和三年九月一日

埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

うに道路の供用を開始する。

課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和三年八月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和三年八月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

川越栗橋線	路線 名
一地先まで 先から同市大字坂田字細谷一五〇八番 桶川市大字坂田字細谷一五〇七番三地	供用開始の区間
令和三年八月三十一日	供用開始の期日
延長六六・〇〇メートル四百四十七号で告示した道路予定区域の四百四十七号で告示した道路予定区域の平成十六年三月十二日付け埼玉県告示第	備考

埼玉県北本県土整備事務所長告示第七号

おり公示する。 の占用を制限する区域を指定することとしたので、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項 同条第三項 \mathcal{O} 規 \mathcal{O} 規定に 定に基づき、 ょ り 次 道 \mathcal{O} لح 路

及 び埼玉県北本県土整備事務所にお そ の関係図面 は、 令和三年八 月三十 į١ て 日 _ 般 カュ <u>ら</u> 二 の縦覧に供する。 週 間埼 玉 県県 土 整備 部 道 路 環 境 課

令和三年八月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

道路 \mathcal{O} 種 類 及 び 路 線 名 占用 を 制限す る 区域

県道 Ш 越 栗橋線 Ш 市 大字坂 田字 細 谷 五. 〇七 番三地 先 カュ 6 同 市 大字坂 田

字細谷一五〇八番一地先まで

一 制限の対象とする占用物件

新たに 地 上 一に設け る電柱 (占 用 \mathcal{O} 制 限 \mathcal{O} 開 始 \mathcal{O} 期 日 ょ ŋ 前 に 占用を認め 6 れ た

電柱の更新又は移設によるものを除く。)

5 に用地 ただ į を 確 電 保す 柱を地 ることが 上 一に設ける できないと認め P む を得 な 5 11 事 れる場合は、 情 が あ り、 こ の 当該 限り 道 路 で \mathcal{O} は 敷 な 地 *١* ٥ 外 直

二 占用を制限する理由

緊急輸送道 路 \mathcal{O} 占 用 を 制限することによ り、 災害が 発生した場合におけ る被

の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和三年九月一日

埼玉県北本県土整備事務所長告示第八号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和三年八月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和三年八月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

さいたま鴻巣線	路 線 名
一地先まで 先から同市原馬室字鉄砲宿三七一三番 鴻巣市原馬室字鉄砲宿三六四五番三地	供用開始の区間
令和三年八月三十一日	供用開始の期日
延長三九五・三五メートル路予定区域の供用開始である。土整備事務所長告示第一号で告示した道工整備事務所長告示第一号で告示した道平成三十一年二月一日付け埼玉県北本県	備考

埼玉県北本県土整備事務所長告示第九号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和三年八月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和三年八月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

鴻巣桶川さいたま線	路 線 名
市本宿二丁目一二八番一地先まで北本市本宿二丁目一二八番一地先まで	供用開始の区間
令和三年八月三十一日	供用開始の期日
延長五七・八〇メートル「開始である。」の表示した道路予定区域の一部供用が考で告示した道路予定区域の一部供用である。	備考

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十号

おり公示する。 の占用を制限する区域を指定することとしたので、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項 同条第三項 \mathcal{O} 規 \mathcal{O} 定に基づき、 規定によ り 次 道 \mathcal{O} 路 لح

及 び埼玉県北本県土整備事務所におい そ の関係図面 は、 令和三年八 月三十 て 日 _ 般 カュ ら二週 の縦覧に供する。 間埼 玉 県県 土 整備 部 道 路 環 境 課

令和三年八月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

道路の種類及び路線名 占用を制限する

区域

県道 鴻 巣 Ш さ V たま線 北 本市 本 宿二丁目 八一 番二地 先 カュ 6 同 市本 宿二丁

目一二八番一地先まで

一 制限の対象とする占用物件

新たに 地 上 一に設 け る電柱 (占 用 \mathcal{O} 制 限 \mathcal{O} 開 始 \mathcal{O} 期 日 ょ n 前 に 占用を認め 6 れ た

電柱の更新又は移設によるものを除く。)

5 に用地 ただし、 を 確 電 保す 柱を地 ることができないと認め 上 一に設ける P むを得 な 6 11 れる場合は、 事 情 が あ り、 こ の 当該 限り 道 路 で \mathcal{O} は 敷 な 地 *١* ٥ 外 直

三 占用を制限する理由

緊急輸送道 路 \mathcal{O} 占 用 を 制限することによ り、 災害が 発生した場合におけ る被

の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和三年九月一日

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十三号告 一示

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和三年八月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和三年八月三十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

道路の 種類 県 道

線 羽生外野栗橋線

三 道路の区域

		旧	
新	旧	新	
		別	
地先まで 郷生市大字尾崎字塚原一八番二	地先から羽生市大字尾崎字塚原五一番二	区間	
一〇・五一・六二	七・六〇~	(メートル)敷地の幅員	
- 三 四 ・ 八 三		(メートル) 延長	
		備考	

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十四号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和三年八月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和三年八月三十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

一 道路の種類 県道

一路線 名 加須鴻巣線

三 道路の区域

新 B	新 A	l⊟ A	旧 新 別	
地先まで地先まで、大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大	先まで 先まで の領市下崎字西ノ谷裏五五番地	七地先から加須市下崎字西ノ谷裏三四七番	区間	
九·〇〇 一六·〇〇	- 三・七〇~ - 五・七一		敷地の幅員	
七七・五〇	二 一 一 四 二		(メートル)	
			備考	

埼玉県選管告示第五十一号

る告示を次のように定める。 埼玉県選挙管理委員会の保有する個 人情報の保護等に関する規程の _ 部を改正 す

令和三年八月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程 の一部を改

正する告示

埼玉県選挙管理委員会の 保有する 個 人情報 の保護等に関 する規程 (平成十七年埼

玉県選管告示第二十六号) \mathcal{O} 一部を次 のように改正する。

める。 第十条第一項第一号イ中 「第四条第一 項第九号」を「第四条第一 項 第 八号」に改

附訓

埼玉県選管告示第五十二号

投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。 第二号(他の政令において準用し、又は例による場合を含む。)の規定による不在者 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項

令和三年八月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

病院	病 院	病 院	病院	種別
埼玉県立精神医療センター	埼玉県立小児医療センター	埼玉県立がんセンター	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	施設の開設主体及び名称
十八番地二	一番地二	八十番地埼玉県北足立郡伊奈町小室七百	番地墙玉県熊谷市板井千六百九十六	所 在 地

埼玉県選管告示第五十三号

投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。 第二号(他の政令において準用し、又は例による場合を含む。) 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項 の規定による不在者

令和三年八月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

病院	病院	病 院	病院	種別
埼玉県立精神医療センター地方独立行政法人埼玉県立病院機構	埼玉県立小児医療センター地方独立行政法人埼玉県立病院機構	埼玉県立がんセンター地方独立行政法人埼玉県立病院機構	埼玉県立循環器・呼吸器病センター地方独立行政法人埼玉県立病院機構	施設の開設主体及び名称
十八番地二	一番地二	八十番地埼玉県北足立郡伊奈町小室七百	番地埼玉県熊谷市板井千六百九十六	所 在 地

埼玉県監査委員告示第十号

埼玉県監査委員の保有する個 人情報 の保護等 に関する規程 の一部を改正する告示

を次のように定める。

令和三年八月三十一 日

埼玉県監査委員 間小

埼玉県監査委員 憲 裕 順

埼玉県監査委員

埼玉県監査委員 一介一

埼玉 県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する

埼玉県監査委員の 保有する個 情 \mathcal{O} 保護等に関する規程 (平成十七年埼玉県監

査委員告示第七号)の一部を次のように改正する。

める。 第十条第一項第一号イ中「第四条第一項第九号」を「第四条第一 項第八号」に 改

則

埼玉県労働委員会告示第二号

示を次のように定める。 埼玉県労働委員会の保有する個 人情報の 保護等に関する規程の _ 部を改正する告

令和三年八月三十一日

埼玉県労働委員会会長 青 木 孝 明

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正す

る告示

労働委員会告示第二号) 埼玉県労働委員会の 保有 \mathcal{O} する個 一部を次の 人情報の ように改正する。 保護等に関する規程 平 成 七年埼玉県

める。 第十条第一項第一号イ中「第四条第一 項第九号」を「第四条第 項 第 八号」 に改

附訓

埼玉県収用委員会告示第三号

示を次のように定める。 埼玉県収用委員会の保有する個 人情報の 保護等に関する規程の一部を改正する告

令和三年八月三十一日

埼玉県収用委員会会長 中 村 達 也

埼玉 県 収 用委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正す

る告示

埼玉県収用委員会の 保有 する個 人情報の 保護等に関する規程 平 成 七年埼玉県

収用委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。

める。 第十条第一項第一号イ中 「第四条第一 項第九号」を 「第四条第 項第八号」に改

附訓